

1. 事業名	スギ花粉発生源対策事業
2. 事業目的	都市部周辺の花粉発生量の多いスギ、ヒノキ林において間伐及び樹種転換を促進することにより、花粉飛散量を抑制し、併せて森林の持つ多面的機能の維持増進を図る。
3. 補助対象者	森林所有者及び森林所有者から委託を受けた森林組合等
4. 補助対象事業等	事業の内容 人工造林、下刈、除伐、保育間伐、間伐、更新伐、枝打ち
	採択基準 ・宮城県の森林育成事業に採択された森林整備事業を対象とする。 ・森林育成事業補助金交付要綱（平成 15 年 4 月 23 日施行）及び森林育成事業実施要領による。 ・人工造林については、スギ、ヒノキ林から広葉樹林や少花粉スギ林等への樹種転換を対象とする。 ・下刈、除伐、保育間伐は上記による樹種転換した林分を対象とする。 ・間伐、更新伐については、概ね間伐率 30%以上を対象とする。 ・枝打ちは本事業の間伐に伴うものを対象とする。
5. 補助対象経費	上記補助対象事業における人工造林、下刈、除伐、保育間伐、間伐、更新伐、枝打ち経費
6. 助成の内容	人工造林については、補助対象経費の 3 / 1 0 以内 その他の作業種については、補助対象経費の 1 / 1 0 以内 (補助対象経費 = 県標準単価 × 事業実施面積 × (1 + 諸掛費率))
7. 添付書類	(第 7 条第 2 項第 5 号で規定する書類等) 位置図、施業図、現況写真、見積書・委託契約書の写し等 (第 13 条第 4 号で規定する書類等) 補助対象経費、補助対象経費支出内訳書、宮城県補助金交付指令書の写し等
8. 備考	平成 21 年 4 月 (経済局長決裁) 令和 2 年 4 月 一部改正